

高等教育の負担軽減の具体的方策について

(報告案)

平成30年6月 日
高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議

<目次>

はじめに	2
I 負担軽減の対象範囲	3
1. 授業料減免	3
(1) 大学	
(2) 短期大学、高等専門学校及び専門学校	
2. 給付型奨学金の大幅拡充	5
II 支援対象者の要件	7
III 支援措置の対象となる大学等の要件	9
1. 実務経験のある教員による授業科目の配置	10
2. 外部人材の理事への任命	11
3. 厳格な成績管理の実施・公表	12
4. 法令に則った財務・経営情報の開示	13
(1) 財務諸表等の情報	
(2) 教育活動に係る情報	
IV その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項	14
1. 実施体制の構築等	
2. 不正を防止し、効果的な支援を実施するための方策	
(資料1) 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議について (平成30年1月19日高等教育局長決定)	16
(資料2) 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議開催経緯	18

はじめに

- 平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」（以下「政策パッケージ」という。）において、「高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。」とされ、特に高等教育の負担軽減について、「貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと変革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。」とされた。
- 政策パッケージにおいて、授業料の減免措置及び給付型奨学金の具体的内容、支援対象者の要件、支援措置の対象となる大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）等の要件に関し、政策パッケージで「具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得る」とされたことを受け、「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議」（平成30年1月19日高等教育局長決定）において、これらの事項について検討を進めてきた。
- 平成30年1月の発足以来、6回にわたる議論を経て、このたび、高等教育の負担軽減の具体的方策について、以下の通り、考え方を取りまとめた。

I 負担軽減の対象範囲

【政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）】

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

1. 授業料減免

【政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）】

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する*。

※国立大学の入学金を上限とした措置とする。

- 授業料減免については、大学等に交付することとし、住民税非課税世帯の子供たちに対して以下のように減免を行う方向で検討することが適当であると考えられる。

(1) 大学

国立大学は、授業料の標準額¹を上限として減免する。公立大学は、国立大学の授業料の標準額を上限として減免する。私立大学は、授業料の設定に係る裁量性と学生の負担軽減のバランス及び私学助成の考え方を踏まえ、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね私立大学の授業料の平均額²との差額の2分の1を加算した額を上限として減免する。

新入学生に対しては、国立大学は、入学金の標準額¹を上限として減免する（1度に限る。以下同じ。）。公立大学は、国立大学の入学金の標準額を上限として減免する。私立大学は、私立大学の入学金の平均額²を上限として減免する。

¹ 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）」に定める標準額

² 「私立大学等の平成28年度入学者に係る学生納付金等調査結果」（文部科学省）等における平均額

(2) 短期大学、高等専門学校及び専門学校

短期大学、高等専門学校及び専門学校の授業料・入学金については、大学に準じて、次のように減免する。

(i) 授業料

国立短期大学は、授業料の標準額¹を上限として減免する。公立短期大学は、国立短期大学の授業料の標準額を上限として減免する。私立短期大学は、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね私立短期大学の授業料の平均額²との差額の2分の1を加算した額を上限として減免する。

国立高等専門学校（4年生・5年生）は、授業料の標準額³を上限として減免する。公立高等専門学校（4年生・5年生）は、国立高等専門学校の授業料の標準額を上限として減免する。私立高等専門学校（4年生・5年生）は、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね私立高等専門学校の授業料の平均額²との差額の2分の1を加算した額を上限として減免する。

国立専門学校は、授業料の標準額¹を上限として減免する。公立専門学校は、国立専門学校の授業料の標準額を上限として減免する。私立専門学校は、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね私立専門学校の授業料の平均額²との差額の2分の1を加算した額を上限として減免する。

(ii) 入学金

国立短期大学、国立高等専門学校及び国立専門学校は、入学金の標準額⁴を上限として減免する。公立短期大学、公立高等専門学校及び公立専門学校は、国立の同じ学校種の入学金の標準額を上限として減免する。私立短期大学、私立高等専門学校及び私立専門学校は、それぞれの入学金の平均額²を上限として減免する。

³ 「国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第17号）」に定める標準額

⁴ 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に定める標準額、「国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令」に定める標準額

2. 給付型奨学金の大幅拡充

【政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）】

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する*。

※他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、

（独）日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限る。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

- 給付型奨学金は、住民税非課税世帯を対象に、大学等の学生個人に対して支払うこととし、学生が学業に専念するために必要な生活費を賄えるようにする。また、他の学生や高校を卒業して働いている方との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとする。その際、自宅・自宅外、国公立・私立等の在籍する学校種ごとの学費・生活費の実態等を勘案する。
- 具体的には、独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査（平成24、26、28年度）」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限り、自宅生を超える部分）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立の在籍者に限る。）⁵を項目として対象とし、娯楽・嗜好費の項目は対象外とする。併せて、必要な大学等の受験料を項目として対象とする。なお、高等専門学校については、寮生が多いことなどにより学生生活費の実態に他の学校種と乖離がある⁶ため、その実態を踏まえて対応する。
上記の考え方に沿って、大学等において学業に専念するために必要な生活費かどうかの観点も踏まえ、所要額を精査する。
- 住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。具体的には、以下の段階的な支援とすることが適当であると考えられる。

⁵ 授業料免除と同様の考え方により、概ね私立大学の授業料以外の施設整備費等に係る学校納付金（同窓会費等の費用を除く。）の平均額の2分の1の額を勘案する。

⁶ 高等専門学校生の学生生活費は、大学生の5～7割である。

- 年収 300 万円未満の世帯⁷については、住民税非課税世帯の子供たちに対する授業料減免額及び給付型奨学金支給額の 3 分の 2 の額を、年収 300 万円から年収 380 万円未満の世帯については、同じく 3 分の 1 の額を、それぞれ支援の対象となる大学等に交付及び支援対象者に支給する。
- 在学中に学生の家計が急変した場合については、急変後の所得に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。
- 他大学等への転学・編入学の場合、現行の給付型奨学金では通算 4 年間の支給となっているが、転学・編入学により 4 年間で学位を取得できない事由がある場合に限り、最大通算 6 年間まで支給できることとする。
- なお、給付型奨学金は、学業に専念するために必要な生活費を公費により賄うものとして、社会通念上妥当なものとするとともに、自らの努力で進路を実現していくことの大切さを否定するような誤解を招くことのないよう、十分に留意していくことが必要である。

⁷ 両親・本人・中学生の家族 4 人のモデル世帯を想定。

II 支援対象者の要件

【政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）】

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、GPA（平均成績）の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める*。

※ 例えば、①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときや②GPAが下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る、③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討する。

- 今回の支援措置は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としており、公費を投ずることを踏まえれば、本人の学習意欲や学習状況を十分に勘案して、社会的にも理解が得られるような学生に対して支援を行う必要がある。
- このため、支援対象者については、高校在学時の成績のみならず、進学の意欲や目的等を確認・評価することが必要であり、高等学校等がレポートの提出や面談等により本人の状況を確認することとする。
- また、大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、これに満たない場合には、支給しないこととする。
- 具体的には、以下のいずれかに該当する場合には、直ちに支給をしないこととする。
 - i 大学等により、退学・停学その他の処分を受けた場合
 - ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
 - iii 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の5割以下の場合
 - iv 1年間の出席率が5割以下であるなど学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合
- また、毎年度の確認において、次のいずれかに該当する場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給をしないこととする。
 - i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
 - ii GPA（平均成績）等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合
 - iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場

合

ただし、iiによる警告を連続で受ける場合においても、^{しんしゃく}斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について検討を行う。

2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても、上記と同様に「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給しないこととする。

- 留学等の勉学に資すると大学等が認める事由、疾病等のやむを得ないと大学等が認める理由により、正式な手続を経て休学する場合には、その間、停止する支援について、復学時に支給要件等を満たす場合には、標準修業年限を超えない範囲において、支給を再開することができることとする。
- 上記の要件の適用により、警告を受けたり、支給しないこととされた学生の数やその事由などについては、大学等ごとに公表するものとする。

Ⅲ 支援措置の対象となる大学等の要件

【政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）】

（支援措置の対象となる大学等の要件）

こうした支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを、支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

- 今回の支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とし、4つの要件を求めることとする。
- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、支援措置の対象となる大学等の要件において、必要な措置を講じていくこととする⁸。

⁸ 例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討する。

1. 実務経験のある教員による授業科目の配置

【政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）】

①実務経験のある教員による科目の配置が一定割合を超えていること※

※ 例えば、①実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む）が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上（理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要）の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置されていることといった指標が考えられる。

- 社会で自立し、活躍できる人材を育成する上で、人文社会・自然科学といった学問分野の違いに関わらず、学問追究の観点とともに、実際の社会のニーズに対応した経験に基づく実務の観点を踏まえた教育の実施が求められる。このような趣旨から、それぞれの学部等の学問分野の特性に応じて、実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む。以下同じ。）による実社会のニーズや変化に対応した授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていることが必要である。
- 具体的には、各学部等（学問分野の特性等により満たすことができない学部等を除く。）において、卒業に必要な標準単位数⁹の1割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置されていることを要件とし、全ての学部等が要件を満たすことが必要である。
- ここでいう「実務経験のある教員」とは、単に教員に学外での勤務経験があるだけでは足りず、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者を指し、「実務経験のある教員による授業科目」とは、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っていることを指す。
経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、企業等から提供された課題（企画提案等）に取り組む、学外でのインターンシップや実習、研修を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目は、実務経験のある教員による授業科目に含むものとする。
- 学問分野の特性等により満たすことができないと認められる学部等については、大学等が、学部等の特性等からやむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要である。
- なお、実務経験のある教員による授業科目か否かについては、授業計画（シラバス）等で明らかにする必要がある。

⁹ 大学（4年制）：124単位（大学設置基準第32条）、短期大学（2年制）：62単位（短期大学設置基準第18条）、高等専門学校：66単位（4・5年生に限る。高等専門学校設置基準第18条）、専門学校（昼間課程）：800単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数（専修学校設置基準第17条）

2. 外部人材の理事への任命

【政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）】

②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること*

※ 例えば、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。

- 社会のニーズや産業界のニーズを踏まえ、多様な分野における経験や有意義な知見が大学等の運営に直接生かされ、自律的な運営を促進するため、大学等における業務執行において重要な役割を有する理事に、産業界等の外部人材を一定数任命することを要件とする。
- 具体的には、学校運営に、客観的・複眼的な外部の視点からの意見が反映されるよう、国立大学法人、学校法人（準学校法人（私立学校法第64条第4項に定める専修学校の設置のみを目的とする法人）を含む。以下同じ。）や公立大学を設置する地方独立行政法人（以下「公立大学法人」という。）の理事に、社会のニーズを踏まえた経験や多様な分野における知見を学校運営に生かすことが期待される、当該大学等を設置する法人の役員や職員でない産業界等の外部人材を複数任命していることを要件とする。
- 国立大学法人については、理事の員数が大学ごとに2名から8名の範囲で法定されており、理事総数が3名以下の場合を除き、外部人材を複数任命することを要件とする。
- 私立大学等を設置する学校法人については、理事を5人以上置かなければならないとされており、外部人材を複数任命することを要件とする。
- 公立大学法人については、外部人材を複数任命することを要件とし、理事長、副理事長は、理事に含むこととする。
- 設置者が、国立大学法人、学校法人、公立大学法人以外の場合であり、理事が置けない場合や、学校の設置・運営を直接の目的としていない法人の場合には、理事への外部人材の任命に代えて、企業等と連携したカリキュラム改善のための委員会など、社会のニーズや産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられると認められる組織や体制に、複数の外部人材が参画していることを要件とする。
- 外部人材の理事の役割は、社会のニーズや産業界のニーズを踏まえた経験や有意義な知見を学校運営に生かすことであり、大学等を取り巻く環境や課題に応じて適切な役割を果たせる者を登用することが重要であり、各大学等において、当該外部人材の理事に期待する役割や任命する理由を明確にすることとする。

3. 厳格な成績管理の実施・公表

【政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）】

③成績評価基準[※]を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること

※ 成績評価を客観的かつ厳格に行うために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（S）」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

- 今回の支援措置は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としていることから、支援対象者について、大学等への進学後、学習状況について一定の基準を設定し、これに該当する場合には支給をしないこととしている。

このような仕組みを機能させるための前提として、大学等において、成績評価基準を定め、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していることを求めることとし、具体的には、以下の取組を行っていることを要件とする。

- ・各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画（シラバス）を作成し、公表していること
- ・学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること
- ・成績評価において、GPAなどの客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること
- ・卒業の認定に関する方針・基準を定め、公表するとともに、適切に実施していること

- 単位の修得状況、GPAなどの客観的な指標による評価の状況、卒業認定の状況など、上記の取組を通じて把握した学生の学修成果や各大学等の教育成果の状況については、大学等が教育活動の不断の改善を自主的に図る観点から、積極的に公表していくことが必要である。

4. 法令に則った財務・経営情報の開示

【政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）】

④法令に則り財務・経営情報を開示していること

- 大学等は、授業料減免に係る経費を公費から交付され、会計上の処理を適正に行うこととなるため、大学等の財務・経営面での透明性を確保する必要がある。また、教育の質が確保されず、大幅に定員を割るなど経営に問題のある大学等がある中で、こうした大学等への救済とはならないよう、学生が安心して質の高い高等教育を受けられる環境を整える観点からも、財務・経営情報の開示が必要である。このため、法令に則り、財務諸表等の情報や、教育活動に係る情報を開示することを要件とする。

(1) 財務諸表等の情報

- 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人については、法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表のほか、事業報告書や監査報告などを開示することを要件とし、開示の方法としては、多くの国民が知ることができるよう、ホームページ等での一般公開を要件とする。
- 設置者が医療法人、社会福祉法人等の上記以外の法人や個人の場合についても、財務・経営面での透明性を確保する観点から、上記と同様な開示の内容・方法を必要に応じて定め、法令に則り、情報を開示していることを要件とする。

(2) 教育活動に係る情報

- 大学、短期大学及び高等専門学校については、法令に則り、学修成果に関する情報などの教育研究活動に係る情報を公表することとされており、学生が安心して質の高い教育を受けられる環境を確保する観点から、大学等の経営情報の一環として、入学者受け入れ、教育課程の編成、卒業の認定に関する方針や、定員充足の状況（収容定員や在学生数）、進学・就職の状況などの情報を開示することを要件とする。
- 専門学校については、職業実践専門課程における情報開示を基礎として、学生が安心して質の高い教育を受けられる環境を確保する観点から、上記に相当する情報を開示するものとし、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示することを要件とする。

IV その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項

1. 実施体制の構築等

- 高等教育の負担軽減の実施に当たっては、国や関係地方公共団体は、国が定める支援の対象となる大学等の要件の確認等の事務を担うこととなるが、具体的な事務の役割分担を含めた制度の実施・運用については、制度を円滑かつ確実に実施する観点から、設置者の役割の観点や私立学校の所轄等も十分考慮しつつ、関係地方公共団体から十分に意見を聴くとともに、関係省庁等と緊密な連携を図りながら、検討を進めていくことが必要である。
- 給付型奨学金等が円滑かつ確実に実施することができるよう、日本学生支援機構において、システム改修や必要な人員配置等の体制整備を行う。
また、授業料減免についても、制度の円滑かつ確実な実施を図る観点から、関係機関における体制整備を行う。
- 大学等が授業料減免の所得要件等の確認を円滑に行うため、日本学生支援機構がマイナンバーにより把握した支援対象者及び支援対象者が属する世帯に関する情報その他の必要な情報を活用することを検討する。
- なお、本報告書に記載のない制度の具体的な運用については、昨年度から実施された現行の給付型奨学金の運用の状況等も踏まえ、更に検討を行う必要がある。
- 高等教育の負担軽減の円滑な実施に向け、その要件や手続などについて、大学等の関係機関に加え、支援対象者となり得る子供たちやその保護者に対して、十分に周知すべきである。

2. 不正を防止し、効果的な支援を実施するための方策

- 不正な受給を事前に防止し、こうした受給に対して厳正に対処するため、この制度を実施するために必要な限度において報告徴収や立入検査をできるようにするとともに、学生又は大学等が、虚偽の申請等により、支援を不正に受給した場合において、不正利得としての受給額を上回る金額を徴収できるようにすることも含め、他の法令も参考にしながら検討し、厳格な仕組みを講ずる。
- 今回の支援措置の対象となる学生等に対して、大学等がやむを得ない理由がなく授業料・入学金等の値上げを行うことは不適當であり、今回の支援措置の趣旨に反すると認められる値上げがなされる場合には、必要に応じて指導・公表を行うなどの措置を講じる。

- 授業料減免や給付型奨学金の支援対象者の無利子奨学金の利用について引き続き検討する。
- 授業料減免や給付型奨学金の大学等別の受給状況については報告・公表するとともに、支給学生の学修成果や就職状況等の把握・公表により、施策の効果検証を行っていくことが必要である。

(資料1)

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議について

平成30年1月19日
高等教育局長決定

1. 趣旨

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)においては、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現することとした上で、具体的に定まっていない事項については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得ることとされたところである。このことを踏まえ、高等教育段階における負担軽減の具体的方策について検討を行う。

2. 検討事項

新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、高等教育における授業料減免及び給付型奨学金の拡充を具体化し円滑かつ確実に実施するため、閣議決定で具体的に定まっていない以下の詳細事項について専門的検討を行う。

- (1) 学校種(特に短大、高専、専門学校)に応じた給付の在り方
- (2) 支援対象者の要件の在り方(入学前の本人の学習意欲の確認方法、在学中の学修状況の確認方法等)
- (3) 外部者の登用など対象となる大学等の要件についてのガイドライン
- (4) その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項

3. 実施方法等

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

平成30年1月19日から平成31年3月31日までとする。

5. その他

- (1) 会議に係る庶務は、生涯学習政策局の協力を得て、高等教育局に置く人生100年時代構想推進プロジェクトチームにおいて処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議
名簿

相川 順子 一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会相談役

赤井 伸郎 国立大学法人大阪大学国際公共政策研究科教授

佐竹 敬久 秋田県知事

千葉 茂 学校法人片柳学園理事長

三島 良直 国立大学法人東京工業大学前学長・名誉教授

村田 治 関西学院大学学長

(五十音順・敬称略)

(資料2) 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議開催経緯

第1回 平成30年1月30日(火)

議題：高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議について

第2回 平成30年3月5日(月)

議題：新しい経済政策パッケージを踏まえた高等教育段階における負担軽減方策の在り方に係る検討項目について

第3回 平成30年4月11日(水)

議題：支援対象者の要件及び支援措置の対象となる大学等の要件についての主な論点の議論

第4回 平成30年5月15日(火)

議題：支援対象者の範囲(家計基準)、授業料減免額・給付型奨学金給付額の考え方等についての主な論点の議論
関係団体ヒアリング
(日本私立大学協会、(独)国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会)

第5回 平成30年5月22日(火)

議題：関係団体ヒアリング
((一社)日本私立大学連盟、(一社)公立大学協会、日本私立短期大学協会、全国専修学校各種学校総連合会、(一社)国立大学協会、全国公立短期大学協会)

第6回 平成30年6月14日(木)

議題：高等教育の負担軽減の具体的方策について(報告案)